平成29年(2017年) 1 月25日





























その結果、議案は全て可決 あり方について~「アセッ 3件、陳情2件を審査した。| **〇今後の下水道事業運営の** 議案を受けた。 ―以上6件について報告|段階的に導入していく。

建設経済常任委員会は、

アセット

マネジメント手法を導す

水道

事業運

趣旨了承、1件が趣旨不了

の考え方について~

(市の説明)

承と決定した。

の考え方~②藤沢市建築基 業運営のあり方~「アセッ トマネジメント手法」導入 また、①今後の下水道事 な整備と継続的な健全経営 ジョン」を策定し、段階的 に「湘南ふじさわ下水道ビ 本市では、平成23年3月

③藤沢市都市農業振興基本 準等に関する条例 (素案) を図ってきた。 計画の策定④農業委員会制 |セットマネジメント手法を 一のための仕組みとして、ア 一みが必要となっており、そ 化するニーズ・課題に対応 するための組織的な取り組 しかし、今後さらに多様 シティプロモーションの観点を重視

すべきもの、陳情は1件が | トマネジメント手法| 導入 | 上、一般会計と下水道企業 全般を所管しており、財務 事業以外にも都市基盤施設 現在、土木部では下水道

|創設し、下水道企業会計を |向け、(仮称) 下水道部を 部として所管し、公益企業 下水道事業運営」の実現に 会計が混在しているため、 体としての組織力を高める。| ップマネジメント機能が働 独立採算制を原則とする を進める。

連携して機動的な取り組み |担当を設置し、部内各課と アセットマネジメント推進 下水道事業経営担当部門に 同手法の導入に向けては

|理者みずからが判断するト|の「見える化」により、サ |継続的な経営改善②事業管|施設管理の推進④事業経営|証を行い、よりよい藤沢型 |ービスレベルの維持向上と|とによる、継続的で健全な |組むことによる、下水道サ| 資産情報との連携を図るこ 組織的な行財政改革に取り そして、導入により、① 携し、データベース化した |情報の把握と施設管理が連 盤を担う人材の育成③施設

化」の取り組みを積極的に 進捗状況、経営の「見える 図り、市民に下水道事業経 を行えるシステムの構築を 測や財政シミュレーション 機能的に結びつけ、劣化予 画、さらに収支計画にまで タベース化を進め、各種デ 営状況を示し、事業計画、 維持管理データ等のデー タを維持管理から実施計



継続的で健全な施設管理の推進を図る=大清水浄化センタ

件を政府

提出

ふるさと納税制度 の活用 務

総

総務常任委員会は、12月 て報告を受けた。

区浸水対策基本計画(案)

件が採択すべきもの、1件 て可決すべきもの、請願は1 請願2件、陳情2件を審査 に係る検討状況について(報 しては、返礼品競争とは一 9日に開催され、議案5件、 した。その結果、議案は全 〇ふるさと納税制度の活用 告 ふるさと納税制度は、自 (市の説明)

体験型や特産品型の返礼品を検討する

が不採択とすべきもの、陳

情は全て趣旨不了承と決定

用に係る検討状況 (報告) 00万円と推計され、大き 品の企画、調達及び配送等 員の不祥事案件の現在の状 ④公共料金の見直し(中間 組③ふるさと納税制度の活 また、①平成29年度組織 | ついて、一定の範囲内で所

改正の概要(最終案)②職 |得税と住民税から控除され |ンターネット上で寄附に関 よる平成27年度の本市の市 る制度であり、この制度に うち2千円を越える部分に

以上4件につい|とから、制度本来の趣旨に |な影響が出ている。このこ|を一括して委託することと |税収入減少額は約2億80|システムの構築から、返礼 組みを構築するとともに、 |する一連の手続ができる仕 品型の返礼品を用意する。 委託事業者は公募型プ いと考えている。

寄附の受け入れを開始した

政治的決断で直ちに1千

学助成の抜本的な改善によ

同年の臨時国会で改正され、 決定した。既にこの規定は、

ことを強く要望する。

(以上、要旨を掲載)

Rや観光誘客、シティプロ 沿いながら、市内産品のP モーションなどの要素を考 |ロポーザル方式により選定 する。

慮した、藤沢らしいふるさ 線を画した上で、シティプ 検討を進めてきた。 と納税制度の実現に向け、 まず、基本コンセプトと は既存の基金に積み立てる について明確化できるよう 検討していく。 こととするが、教育や子育 てに係る分野などへの使途 寄附金については、まず

|行った場合に、寄附金額の|印象的となる体験型や特産 |分が選んだ自治体に寄附を | ことにつながり、特徴的・ し、藤沢の知名度を高める | 500件、歳入総額はおよ ロモーションの観点を重視 運用体制については、イ 委託事業者による返礼品の |募集等を行い、7月から8 29年3月から4月にかけて |めた歳出額は、約1250 ついては、受入件数は約2 一方で、返礼品の代金を含 そ2500万円を想定する 万円を見込んでいる。 今後の予定については、

:||ービスの満足度や理解度が||構築していく。 階的に導入を進める中で検 |35年度を目標とするが、段 | 以上4点の効果が図られる。 のアセットマネジメントを パートナーシップの向上 本格的な導入・運用は、 市民や利用者との

る要因になっている。 き、地域経済を疲弊させ お先進国では低い水準の 平均額が初めて800円 が地方の労働力流出を招 ままである。さらに、時 低賃金の改定で全国加重 平成28年度の地域別最 〇私学助成の拡充を求める

歳入歳出予算の見込みに 年までの目標と設定した 保し、景気状況に配慮し 目指す」ことを2020 つつ、全国平均1千円を では、「できる限り早期 き上げていくことが必要|万円未満程度の世帯には、 金を、年率3%程度を目 ることになる。そのため、 かし、年3%の引き上げ である」と表明した。し 成長率にも配慮しつつ引 途として、名目GDPの に全国最低800円を確 | となっており、学費負担が 利を保障するためには、私 支障をきたす状況である。 ば、たちまち学費の納入に 可能な家庭でも、不測の事 設整備費が全て保護者負担 平均授業料相当額が助成さ 全ての子どもたちに学ぶ権 態が起きて家計が急変すれ れているものの、高額な施

社会問題化している。 を阻害する貧困の連鎖が た低賃金で不安定な就労 企業支援の拡充を求める |である。また、景気刺激対 子どもたちの成長、発達 雇用であり、約4人に1 ○最低賃金の改善と中小 | 円に引き上げることが必要 アに陥っている。こうし のいわゆるワーキングプ | 改善していくことが重要で 人が年収200万円以下 労働者の4割が非正規 からも、中小企業への助成 自立や結婚、出産を

ある。

よって、政府に対し、

割を果たしている。

私立高校と公立高校の学

はない。さらに近年、諸

公教育の場として大きな役 が担っており、私立学校は や単価改善につながる施策

策や公正取引の確立の観点

○私学助成の拡充を求める

意見書 (国宛)

全国では高校教育の約3 | 法の規定は合憲との判決

第一小法廷が、この戸籍

同年9月26日に最高裁

を出した。しかし、その

要望する。

学助成を拡充するよう強く | 部与党の合意が得られず、 平成29年度予算において私 | 案を準備していたが、

断念せざるを得なかった。

保護者の学費負担を軽減す | 同時に、出生届の嫡出子、 って私学経営の安定を図り、|発効している。法務省は

ることが急務である。

よって、神奈川県に対し、

欄を撤廃する戸籍法改正

備出でない子の別の記載

を拡充しながら最低賃金を

おいては約8割を私学教育 割、幼児教育、大学教育に

| て見直すべきという補足 判決書では、立法におい

意見を付しており、決し

て現状を是としたもので

企業支援策の拡充を行うよ して大幅に引き上げ、中小 低賃金の地域間格差をなく

う強く要望する。

度から実施され26年度に加 費差については、平成22年

算支給額及び対象世帯が拡

でおり、婚外子の人権尊 あるとして法改正が進ん 子どもへの不当な差別で でない子の区別自体が、 廃が進み、嫡出子、嫡出 外国でも婚外子差別の撤

た最低賃金の地域間格差 | 私立学校に対する生徒一人 を超えたが、それでもな | 豊かな教育をつくり、 間額で218円に拡大し|きた。しかし、神奈川県の 安倍首相は、「最低賃 | は関東で最も高く、全国的 にも極めて高くなっている。 校の入学金を除く平均学費 最下位水準とされ、私立高 当たりの経常費補助は全国 しての役割を果たし続けて 川の教育を支える担い手と 各校が建学の精神に基づき、 意見書 (神奈川県宛) また、保護者に対する学 神奈川県の私立学校は、 神奈 施された高校生等奨学給付 援金制度と、26年度から実 大された高等学校等就学支

費補助制度は、年収250 し、全ての子どもたちの学 要となる。 就学支援金制度の拡充が必 格差をなくすためには国の る場所によって学費負担に 万円を超え、また、居住す たのは、家督相続の順序 金分を差し引いても年間40 護者の学費負担は就学支援 た。しかし、私立高校の保 金により一定程度是正され 大きな格差が存在し、この 要のないものである。し 出生順に序列をつけてい |重のために一刻も早い法 止され、現在では全く必 が、戦後にこの制度は廃 を明確にするためである 改正が望まれる。 もともと、続き柄欄で

籍法の改正を求める意見書 ○婚外子差別撤廃のため戸 | 生届における、嫡出子、 学助成の一層の増額を行う に対し、戸籍法第49条第 ぶ権利を保障するため、私 私の学費格差をさらに改善|き柄欄を廃止することは よう強く要望する。 よって、政府に対し、公 | 要因を除去するため、続 極めて合理的である。 たがって、婚外子差別の よって、

分を婚内子の2分の1とす 裁大法廷は、14人の裁判官 る民法の規定を憲法違反と 全員一致で、婚外子の相続 平成25年9月4日、最高 |第5号を改正し、戸籍の |欄を廃止するとともに、 | 2項第1号を削除し、出 親との続き柄を廃止する 実父母との続き柄及び養 |戸籍法第13条第4号及び 嫡出でない子の別の記載 国会及び政府